

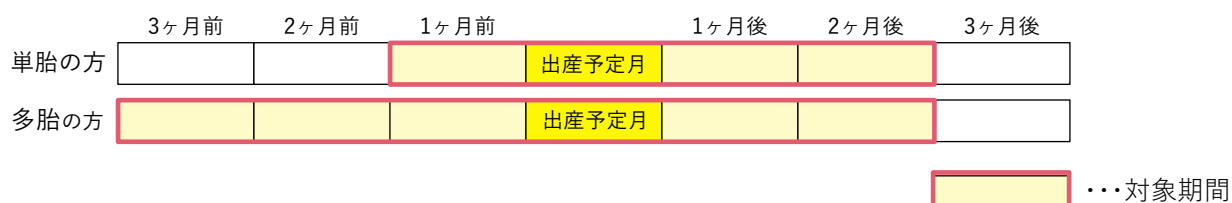
産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が免除されます

対象となる方・受付期間

- 妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険料の免除方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。



※産前産後期間相当分の所得割額と均等割額が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0になるには限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

届出に必要な書類

- ①届書（小坂町役場町民課税務班窓口 または 町HPからダウンロードできます）
- ②出産予定日もしくは出産日、単胎妊娠・多胎妊娠が確認できる書類（母子健康手帳や、医療機関が発行する出産費用明細書など）
- ③届出人の本人確認ができる書類（免許証またはマイナンバーカード）

届出先

小坂町役場 町民課 税務班 TEL：0186-29-3904